

愛知県立農業大学校は、2020年4月からの「高等教育の修学支援制度」における機関要件の確認申請書を愛知県知事に提出し、確認を受け、適当と認められました。

確認申請書（愛知県立農業大学校）.pdf

◇ 本校における授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）

入学金	授業料
5,650円	60,000円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は2/3又は1/3

高等教育の修学支援制度の概要

- 本年10月に予定されている消費税率の引上げ分を財源として、2020年4月から実施されます。
- この新制度では、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（専門学校）（以下、「大学等」という。）に通う、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、①授業料及び入学金の減免 ②給付型奨学金の支給 が実施されます。

[参考] 高等教育の修学支援新制度の概要

対象となる学校種	大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
対象となる学生	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（年収約380万円未満）の学生
支援の内容	①授業料及び入学金の減免 大学等が実施し、国等がその費用を支弁 ②給付型奨学金の支給 （独）日本学生支援機構が支給し、国が全額負担
実施時期	2020年4月（2020年度の在学生（※）から対象） （※）既に入学している学生も含む。
事務分担	国立大学等：国 公立大学等：都道府県・市町村 私立大学等（専門学校を除く）：国 私立専門学校：都道府県

- 一定の要件（以下、「機関要件」という。）を満たしている大学等が、修学支援制度の対象となります。

[機関要件の項目]

- ・実務経験のある教員等による授業科目の配置
- ・学外者である理事の複数配置
- ・厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表
- ・法令に則った財務・経営情報の公表
- ・経営に問題のある大学等でないこと

（参考）文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm